

短期入所療養介護事業者 指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 申請の流れ
- 3 申請に必要な書類
- 4 その他
- 5 お問い合わせ・申請書類提出先

1 指定要件の概要

短期入所療養介護事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 法人であること、又は病院・診療所であること。

- ・代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないものとします。
- ・法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
- ・病院・診療所の場合、法人格は不要です。

介護老人保健施設は、開設許可を受ければ介護保険法の短期入所療養介護事業所としての指定を受けたとみなされますが、過去に指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要になります。

(2) 以下の人員を配置すること。

【介護老人保健施設、介護医療院の場合】

短期入所の利用者を入所者（入院患者）とみなしたうえで、施設の人員基準を満たすこと。

【療養病床を有する病院・診療所の場合】

医療法に規定する必要数以上であること。

【上記以外の診療所】

- ・看護職員、介護職員の員数の合計が、常勤換算方法で、利用者及び入院患者 3 人に対し 1 人以上であること。
- ・夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を 1 人以上配置していること。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

【介護老人保健施設、介護医療院の場合】

施設の設備基準を満たすこと。

【療養病床を有する病院・診療所の場合】

医療法に規定するとおりであること。

【上記以外の診療所】

- ・病床床面積が利用者 1 人につき 6.4 m²以上であること。

- ・浴室，機能訓練の場所を有すること。

一般病床を有する有床診療所の行う指定短期入所療養介護の指定基準は，平成 30 年 4 月に改正され，設備基準から食堂が除外されるとともに，食堂の有無について，介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）において届出が必要となりました。（食堂がない場合は減算型で届出ます。）

②運営基準

水戸市条例を参照してください。

2 申請の流れ

(1) 事前協議

- 前提として，介護老人保健施設，介護医療院，病院，診療所等，短期入所療養介護の本体施設の開設手続き等を関連部署と進める必要があります。
- 事前協議は，市担当（介護保険課管理係 TEL 029-297-1018）にご予約のうえ，「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。
- 建築関係法令等に係る手続きについては，別途所管する部署と協議してください。
- 事業所予定地周辺に民家等がある場合，事前に周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

(2) 申請書提出

- 電話により予約をしたうえで，事業開始予定日の1か月前までに，全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。
- 提出の前際は，電話により予約をしたうえでお越しくください。
- 書類に不備がある場合等は，審査期間が1か月を超える場合があります。
- 申請に修正しがたい不備がある場合，または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また，指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので，あらかじめ御了承ください。
- 介護保険サービスの実施に当たり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人，医療法人等）については，各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

- ①指定申請書【様式第1号】
- ②付表9（短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項）
- ③申請者の登記事項証明書又は条例等
 - ・登記事項の「目的」には，介護保険法に基づく短期入所療養介護事業を実施する旨（介護予防短期入所療養介護事業を実施する場合にはあわせてその旨）が規定されていることが必要です。
- ④病院の使用許可証，診療所の使用許可証又は届出書等の写し（病院又は診療所の場合），介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写し（介護老人保健施設又は介護医療院の場合）

- ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・単位ごとに作成し，管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
- ⑥従業者の資格証の写し
- ・資格が必要な職種は必ず添付してください。
 - ・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。
- ⑦事業者との雇用関係を確認できる書類
- ・従業員全員について，雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。
- ⑧事業所の平面図
- ・用途，面積，備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば，それに加筆して提出しても差し支えありません。
- ⑨建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）
- ⑩事業所の写真
- ・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。
- ⑪設備等に係る一覧表
- ・基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- ⑫運営規程
- ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め，添付してください。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員及び居室数
 - (4) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の見送の実施地域
 - (6) 施設利用に当たっての留意事項
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) 苦情の処理手順及び窓口（市独自基準）
 - (9) 非常災害対策
 - (10) その他運営に関する重要事項
- ⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑭介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑮介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（介護予防サービスの指定を併せて受ける場合は必要）
- ⑯重要事項説明書及び契約書の様式
- ⑰事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書
- ・法人の会計年度で作成する場合は，当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。
- ⑱損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）
- ⑲建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（建築物等検査済証）
- ⑳消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証（消防用設備等検査済証）
- ㉑介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

【参考】

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。

○福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>

全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。

○例規集

水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央 1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越しください。
- ・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。